

**登録を受けようとする狩猟免許の種類毎に申請書の提出が必要です！
(わな猟と第一種銃猟の登録をする場合は2枚必要)**

(表面)

狩 猟 税 納 付 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

東 部 県 税 務 所 長 様

下記のとおり納付します。

納税義務者 住 所 **鳥取市東町一丁目220番地**

氏 名 **鳥取 太郎**

狩猟者登録番号	記入不要								
狩猟免許の種類（登録を受ける免許を○で囲んでください。）	第一種銃猟免許 ・ 網猟免許 ・ わな猟免許 ・ 第二種銃猟免許								
<div style="border: 1px solid blue; padding: 2px;"> 狩猟者の登録の区分 （該当する場合は番号を○で囲んでください。） </div>	1 対象鳥獣捕獲員 対象鳥獣捕獲員の証明書(市町村発行)を提出 2 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書(猟友会発行)を提出 3 許可捕獲等の実施者（登録の申請前1年以内に許可を受けて許可捕獲等を行った者） 有害捕獲許可証の写し及び出猟記録を提出 ④ 許可捕獲等の従事者（登録の申請前1年以内に許可を受けた者の従事者として許可捕獲等に従事した者） 有害捕獲従事者証の写し及び出猟記録を提出								
免許の種類	税率適用区分		税 額 (円) (該当する金額を○で囲んでください。)						
			<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">狩猟者の登録の区分</div>						
			<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 33%;">1・2</td> <td style="text-align: center; width: 33%;">3・4</td> <td style="text-align: center; width: 33%;">左以外</td> </tr> </table>	1・2	3・4	左以外			
1・2	3・4	左以外							
第一種銃猟	1号	(1) 県民税の所得割額の納付を要する者 (2) 県民税の所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族（農林水産業に従事する者を除く。)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%; text-align: center;">8,200</td> <td style="width: 33%; text-align: right;">16,500</td> </tr> </table>		8,200	16,500			
		8,200	16,500						
2号 ※	1号に該当する者以外で「狩猟税に関する証明書」(裏面)の証明があるもの	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%; text-align: center;">5,500</td> <td style="width: 33%; text-align: right;">11,000</td> </tr> </table>		5,500	11,000				
	5,500	11,000							
網猟又はわな猟	3号	(1) 県民税の所得割額の納付を要する者 (2) 県民税の所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族（農林水産業に従事する者を除く。)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">課税</td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%; text-align: center;">4,100</td> <td style="width: 33%; text-align: right;">8,200</td> </tr> </table>	課税				4,100	8,200
	課税								
	4,100	8,200							
4号 ※	3号に該当する者以外で「狩猟税に関する証明書」(裏面)の証明があるもの	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%; text-align: center;">2,700</td> <td style="width: 33%; text-align: right;">5,500</td> </tr> </table>		2,700	5,500				
	2,700	5,500							
第二種銃猟	5号	第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%; text-align: center;">2,700</td> <td style="width: 33%; text-align: right;">5,500</td> </tr> </table>		2,700	5,500			
	2,700	5,500							

いずれにも該当しない場合は記入不要

備考

- 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録の税額は、税率適用区分に応じ、狩猟者の登録の区分の欄の右欄に掲げる税額の4分の1の額となります。
- 放鳥獣猟区のみに登録を受けている者が受ける県下全域に係る狩猟者の登録の税額は、税率適用区分に応じ、狩猟者の登録の区分の欄の右欄に掲げる税額の4分の3の額となります。
- 税率適用区分の2号又は4号の適用を受ける場合は、裏面の証明書により市町村長の証明を受けてください。

(裏面)

狩 獵 税 に 関 す る 証 明 書

住 所

税率適用区分が2号、4号に該当する場合は市町村から証明を受ける。
(この用紙をそのまま市町村に持参の上、記入押印をしてもらってください。)

氏 名

上記の者は、 年度分の県民税の所得割額を納付することを要しない者で、

- 1 同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者以外のもの
- 2 農業、水産業又は林業に従事する同一生計配偶者又は扶養親族に該当するもの
- 3 県民税の所得割額を納付することを要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族に該当するものであることを証明します。

年 月 日

市
町
村 長

印